

(資料1)

放送利用の大学公開講座シンポジウム実施要領

昭和58年8月30日所長裁定

1. 目的

放送利用の大学公開講座（以下「放送公開講座」という。）のシンポジウムは、放送を利用した大学教育の内容・方法等の研究開発、大学教育の開放及び大学教育における教育方法等について、関係者による研究発表や討議を通して放送公開講座の充実に資する。

2. 実施方法

シンポジウムの開催は、放送教育開発センター（以下「センター」という。）と財団法人民間放送教育協会（以下「民教協」という。）の共催とし、放送公開講座実施大学地区で毎年輪番により開催する。

3. 主管機関

開催地区の大学及び放送局は、シンポジウム開催の主管機関となり、シンポジウム開催の企画、運営に当たる。

4. テーマ

テーマは、放送利用の大学講座に関する実施要項2の研究課題について、主管機関がセンターと協議の上設定する。

5. 参加者

参加者は次のとおりとする。

- (1) 放送公開講座実施大学の当該年度の主任講師及び次年度の担当予定主任講師
- (2) 放送公開講座実施大学の関係教職員
- (3) センターの関係教職員
- (4) 民教協の関係職員
- (5) 放送局の担当者
- (6) 放送大学の教職員
- (7) 開催地区の社会教育関係者及び受講生
- (8) その他

6. 開催時期

シンポジウムの開催時期は、当該年度の放送公開講座の実施報告も併せ行うため、毎年2月から3月の間とする。

7. 開催日程

シンポジウムの開催日程は2日間とし、前年度の放送公開講座の制作・実施報告、研究課題等からの研究テーマ及び開催地区実施大学の放送公開講座番組の視聴評価について行う。

8. 分科会

シンポジウムのテーマによる分科会を設けることができる。

9. 経費

シンポジウムに要する経費はセンターが負担するものとし、その方法は、センター、民教協及び主管機関と別途協議する。